

公 募 公 告

下記のとおり公募に付します。

令和8年1月30日

支出負担行為担当官

消費者庁総務課長

堀内 隆広

記

1. 公募要件

新未来創造戦略本部における一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給

2. 公募に参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 本件に関する以下の参加条件をすべて満たしている者であること。
 - ① 徳島県内におけるタクシー乗車券の取り扱いがあること。
 - ② 各社または個人タクシー協同組合の乗車券を用意できること。
 - ③ 月毎の支払いが可能なこと。
 - ④ 運行するタクシー事業者は、業務の履行において誠実に対応し、安全かつ的確に目的地まで運行できる体制であること。

3. 参加要領の提出資料等

- (1) 参加申請書（交付場所にて配布。なお、消費者庁ウェブサイトからダウンロード可）
- (2) 本公告2.(4)①～④を確認可能な資料（コピー可）
- (3) 見積書

4. 参加申請書の交付場所、提出場所及び提出期限

- (1) 交付場所 東京都千代田区霞が関3-1-1 消費者庁総務課契約係
電話：03-3507-8800（内線2424）
又は
徳島県徳島市万代町1-1 新未来創造戦略本部
電話：088-600-0000
- (2) 提出場所 徳島県徳島市万代町1-1 新未来創造戦略本部
電話：088-600-0000
- (3) 提出期限 令和8年2月20日（金）正午まで

5. 契約者の決定方法

必要書類を提出期限までに提出し、本公告2.に掲げた条件を満たすすべての者と契約する。ただし、契約締結はするが、使用を確約するものではない。

6. 必要書類の無効等

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申請書等は無効とする。

参加申請書

支出負担行為担当官
消費者庁総務課長
堀内 隆広 殿

公募公告における必要条件を満たし、以下のとおり履行できることを証明いたします。

件名：新未来創造戦略本部における一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給

令和 年 月 日

会社名
住所
代表者名

（要件）

1. 徳島県内におけるタクシー乗車券の取り扱いがあること。
2. 各社または個人タクシー協同組合における乗車券を用意できること。
3. 月毎の支払いが可能なこと。
4. 運行するタクシー事業者は、業務の履行において誠実に対応し、安全かつ的確に目的地まで運行できる体制があること。

注1：上記各項目について、各々確認可能な資料を別途添付すること。

注2：本申請書のほか、見積書も提出すること。